8月末で締切 「特別定額給付金」の申請はお済みですか？

問 特別定額給付金室 ☎724・6781 FAX723・5581

対象となる全世帯に、「特別定額給付金」の**申請書を5月末に発送**しています。申請期限は、**8月31日（月）（消印有効）**です。この期限を過ぎると給付が受けられなくなりますので、申請が済んでいないかたは、早めに提出してください。

なお、申請書がお手元にない場合は、特別定額給付金室（☎724・6781）へご連絡ください。

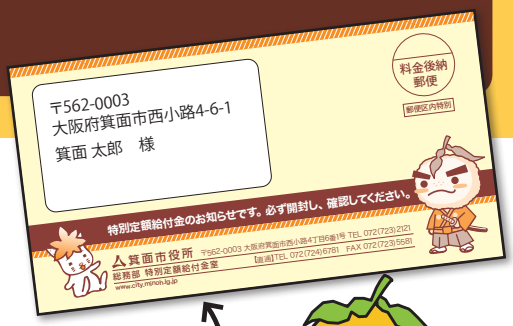

対象者 基準日（令和2年4月27日）に、市に住民登録があるかた

給付額 1人につき**10万円**

申請方法 お手元に届いた申請書に
❶銀行口座などを記入し、
❷運転免許証などの写し・通帳などの写しを貼り、
❸返信用の封筒でご返送ください。

申請期限 8月31日（月）（消印有効）

給付時期 申請受付から1カ月以内

給付方法 世帯分をまとめて、世帯主の受取口座へ振り込み

「特別定額給付金」について詳しくは
市ホームページ（QRコードからアクセス）をご覧いただくか、特別定額給付金室（☎724・6781）へお電話ください。

申請不要 いつものお買い物が最大50%オフ！ 世帯人数×2000円分 7月下旬に「箕面お買い物割引券」を送付します！

問 箕面営業室 ☎724・6727 FAX722・7655

市では、新型コロナウイルスの影響による家計への負担を軽減し、また、売上が減少している市内の店舗を応援するため、対象となる全世帯に、世帯人数×2000円分の「箕面お買い物割引券」を7月下旬に送付します（申請は不要です）。

この割引券は、同封の一覧に記載されている市内の小売店や飲食店などで使用できます。ぜひご活用ください！

対象者 基準日（令和2年7月15日）に、市に住民登録があるかた

送付時期 7月下旬

送付する割引券 市民1人につき2000円分（500円×4枚）

お買い物金額1000円ごとに500円の割引券を1枚使用できます

使用期限 令和2年12月31日（木）

例えば 4人家族の場合…
1万6000円のお買い物が、4人×2000円分の割引券を使用すると、**50%オフの8000円に！**

●どこで使えるの？
市内の小売店、飲食店のほか、美容室などでも使用できます。取扱店については、割引券に同封する一覧をご覧ください。

「箕面お買い物割引券」について詳しくは
市ホームページ（QRコードからアクセス）をご覧いただくか、箕面営業室（☎724・6727）へお電話ください。